

東京都公報

発行
東京都

目次

18

規則

- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…二
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…二
- 東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災計画課）…三
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課）…三
- 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行細則等を廃止する規則……………（都市整備局市街地整備部管理課）…四
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部緑環境課）…五
- 東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則……………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…五
- 東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局高齢者施策推進部介護保険課）…七
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一〇

- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則……………（同）…三
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局高齢者施策推進部施設支援課）…三
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…七
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（二件）……………（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）…八
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一〇
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…三
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部精神保健医療課）…一四

○東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(保健医療局医療政策部医療安全課)……………云

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(保健医療局医療政策部医療人材課)……………云

○東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業労働局雇用就業能力開発課)……………云

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課)……………云

○東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………云

○東京都港湾管理条施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局港湾経営部経営課)……………云

○東京都漁港管理条施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局離島港湾部管理課)……………云

○東京都漁港整備法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………云

○火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………云

訓 令

○東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正……………(総務局行政部振興企画課)……………云

規 則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和四十七年東京都規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

別表イの表福祉局の部女性相談センターの項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十三号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則(平成十九年東京都規則第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「並びに第六条」を削り、「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)」を加える。

第三条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、「東京都公報に登録して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

第四条に次の一項を加える。

26 条例別表第一の二十六の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付金の支給の対象となる者の氏名、生年月日及び住所の確認

二 給付金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する

応答

三 給付金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

四 給付金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実

の確認

附則

この規則は、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第十二号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（「並びに第六条」を削る部分に限る。）は公布の日から、第三条の改正規定（「東京都公報に登載して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める部分に限る。）及び第四条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十四号

東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災対策条例施行規則（平成十三年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都スポーツ施設条例施行規則

第一条第一項中「東京都体育施設」を「東京都スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第二項中「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に、「体育施設の」を「スポーツ施設の」に改め、同条第三項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条、第三条、第四条第一項及び第三項、第八条、第十二条並びに第十三条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表一中

東京都辰巳 国際水泳 場	メインプール ダイビングプ ール サブプール 会議室	毎月第三 月曜日。 ただし、 その日が 休日に当 たるとき は、その 翌日
--------------------	--	--

を削

り、

東京都パ ラスポー リングセ ンター	体育室 トレーニング 室 多目的室 小多目的室 小体育室 多目的スタジ オ 集会室	一月一日から 同日三日まで 十二月二十 九日から同 月三十一日 まで	一箇月に つき五日 を超えな い範囲に おいて、 知事が別 に指定す る日
-----------------------------	---	---	--

を

東京都パ ラスポー リングセ ンター	体育室 トレーニング 室 多目的室 小多目的室	一月一日から 同日三日まで 十二月二十 九日から同 月三十一日 まで	一箇月に つき五日 を超えな い範囲に おいて、
-----------------------------	-------------------------------------	---	--------------------------------------

小体育室 多目的スタジ オ 集会室	東京辰巳 アイスア リーナ	メインリンク サブリンク 会議室 控室 多目的室	一月一日 十二月三十 一日	毎月第三 月曜日。 ただし、 その日が 休日に当 たるとき は、その 翌日	知事が別 に指定す る日
----------------------------	---------------------	--------------------------------------	---------------------	--	--------------------

に改

別表二東京辰巳国際水泳場の項を削り、同表東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える。

東京辰巳アイスアリーナ	メインリンク サブリンク 会議室 控室 多目的室	午前零時から午後十 二時まで
-------------	--------------------------------------	-------------------

別表三 一の部東京辰巳国際水泳場の項を削り、同部東京アクアティクスセンターの項の次に次のように加える。

東京辰巳アイスアリーナ	メインリンク サブリンク 会議室 控室 多目的室	使用月の属する年度 の前々年度の三月三 十一日まで
-------------	--------------------------------------	---------------------------------

別表三 二の部東京辰巳国際水泳場の項を削り、同部東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える。

東京辰巳アイスアリーナ	メインリンク サブリンク 会議室	使用月の六月前の月 の初日から
-------------	------------------------	--------------------

控室
多目的室

別記第一号様式及び第二号様式中「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に改め、別記第三号様式中「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に、「体育施設の」を「スポーツ施設の」に、「体育施設又は」を「スポーツ施設又は」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表一の改正規定（

東京辰巳 国際水泳 場	メインプール ダイビングプ ール サブプール 会議室	毎月第三 月曜日。 ただし、 その日が 休日に当 たるとき は、その 翌日
-------------------	--	--

を

削る部分を除く。）を削り、別表二東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える改正規定、別表三 一の部東京アクアティクスセンターの項の次に次のように加える改正規定及び別表三 二の部東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える改正規定は、東京都体育施設条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第二十六号）附則第一項ただし書に規定する規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都スポーツ施設条例施行規則第四条第一項の規定による申込みで、施行日から令和九年三月三十一日までの間の東京辰巳アイスアリーナの使用に係るものの申込期間は、同規則別表三の規定にかかわらず、知事が別に定める。

東京都計画事業汐留土地区画整理事業施行細則等を廃止する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

●東京都規則第四十六号

東京都知事 小 池 百合子

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行細則等を廃止する規則
次に掲げる東京都規則は、廃止する。

一 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行細則（平成七年東京都規則第二十七号）

二 東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業施行細則（平成九年東京都規則第八十四号）

三 東京都市計画事業新砂土地区画整理事業施行細則（平成九年東京都規則第一百三十三号）

四 東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業施行細則（平成十年東京都規則第二十三号）

五 東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業施行規則（平成十七年東京都規則第九号）

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十七号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和二十五年法律第三十七号」の下に「。以下「漁港漁場整備法」という。」を加える。

別表第五 一の部(二)の項中「二千円」を「四千五百円」に、「千六百元」を「三千六

百元」に、「八百円」を「千八百円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十八号

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年東京都条例第五十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(職員配置の基準)

第三条 条例第五条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設

設の実情に応じた適當数

(設備の基準)

第四条 条例第八条第一項ただし書に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第八条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備（以下この号において「寝具を収納するための設備」という。）のほか、各人別に身の回り品を収納することができ、収納設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合は、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。
- 二 食堂及び調理室
 - 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室について常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。
- 三 医務室
 - 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- 四 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 五 その他の設備
 - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）
 第五条 条例第十四条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該入所者に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従つて用いるとともに、入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 三 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に引き渡すこと。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
 （東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の廃止）
- 2 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百三十八号）は、廃止する。
 （居室の面積に関する経過措置）
- 3 この規則の施行前に設置された女性自立支援施設における居室の床面積については、第四条第二項第一号イの規定にかかわらず、当分の間、前項の規定による廃止前の東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三条第二項第一号イによることができる。ただし、女性自立支援施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十九号

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性相談センター条例施行規則（昭和五十二年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都女性相談支援センター条例施行規則

第一条中「東京都女性相談センター条例」を「東京都女性相談支援センター条例」に、「第三条第三号」を「第三条第二号」に改める。

第二条第一項中「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

別記第一号様式中「~~東京都女性相談センター~~」を「~~東京都女性相談支援センター~~」に改める。

別記第二号様式中「~~東京都女性相談センター~~」を「~~東京都女性相談支援センター~~」に、「あつた」を「あつた」に、「守つて」を「守つて」に、「知つた」を「知つた」に、「あつても」を「あつても」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都女性相談センター条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

第十四条に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条

条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十二号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第二十八条に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）
第三十五条の二 条例第百五十五条第六項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針)

第四十一条の二 条例第七十五条第八項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条の三中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第三十五条の二」に改める。

第四十八条第二号を削り、同条第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第四十九条中「第九十条第一項第四号」を「第九十条第一項第三号」に改める。
第五十条の次に次の一条を加える。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第五十条の二 条例第九十四条第六項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十一条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係る設備の基準)

第五十二条の二 条例第二百六条第二項第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット（病室を除く。）

イ 共同生活室

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

各病室又は各共同生活室に適當数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所

- (1) 各病室又は各共同生活室に適當数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期

入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

5 条例第二百六条第三項第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット（病室を除く。）

イ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

各病室又は各共同生活室に適當数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所

(1) 各病室又は各共同生活室に適當数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

8 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針)

第五十四条の二 条例第二百十条第八項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十七条に次の一項を加える。

10 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百三十六条において準用する条例第六十五条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第五十九条の二の次に次の一条を加える。

（協力医療機関の要件）

第五十九条の三 条例第二百三十二条第二項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第六十三条中「、第五十九条及び第五十九条の二」を「及び第五十九条から第五十九条の三まで」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十四条及び第二十八条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

●東京都規則第五十一号

東京都知事 小 池 百合子

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

第十四条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十二号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第二十四条に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第一百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第三十一条の二 条例第三百三十七条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げる

とおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十九条中「第二十八条」の下に、「第三十一条の二」を加える。

第三十九条の三中「及び」を、「第三十一条の二及び」に改める。

第四十四条第二号を削り、同条第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第四十五条中「第七百七十四条第一項第四号」を「第七百七十四条第一項第三号」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第四十六条の二 条例第七百七十八条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十七条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る設備の基準)

第四十八条の二 条例第九十一条第二項第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット(病室を除く。)

イ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

各病室又は各共同生活室に適當数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所

(1) 各病室又は各共同生活室に適當数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

5 条例第九十一条第三項第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット（病室を除く。）

イ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

各病室又は各共同生活室に適當数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所

(1) 各病室又は各共同生活室に適當数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

8 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第五十一条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十二条中「第四十八条」を「第四十六条の二及び第四十八条」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

10 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百七条において準用する条例第四十条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

(協力医療機関の要件)

第五十五条の三 条例第二百十四条第二項に規定する規則で定める要件は、次に掲げる
とおりとする。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 第五十九条中「、第五十五条及び第五十五条の二」を「及び第五十五条から第五十五条の三まで」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十四条及び第二十四条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十二号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十三号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

(協力医療機関の要件)

第七条の二 条例第二十三条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)に掲げるとおりとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十四号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の二項を加える。

6 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に東京都指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百一十一号。以下「指定居室サービス等基準条例」という。）第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 特別養護老人ホームに指定居室サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準省令第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サー

ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
第六条の次に次の一条を加える。

（協力医療機関の要件）

第六条の二 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）に掲げるとおりとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第十条中「準用する条例第二十五条第二項」と「の下に」、「第六条の二中「条例第二十六条第一項」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例第二十六条第一項」とを加える。

第十一条第十項中「東京都指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百一十一号。以下「指定居室サービス等基準条例」という。）第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に

的發展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百一十一号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百二十二号）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準省令第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準省令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合に

においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第五条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

（協力医療機関の要件）

第七条の二 条例第三十一条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）に掲げるとおりとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第十一条中「準用する条例第三十条第二項」との下に、「第七条の二中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第三十一条第一項」とを加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十七号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護養型医療施設に限る。）」を削る。

第六条中「同一敷地内にある」を削る。

第七条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（協力医療機関の要件）

第九条の二 条例第三十二条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）に掲げるとおりとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第十四条中「準用する条例第三十一条第二項」との下に「、第九条の二中「条例第三十二条第一項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第三十二条第一項」とを加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十八号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成三十年東京都規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「同一敷地内にある」を削る。

第七条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（協力医療機関の要件）

第十条の二 条例第三十二条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）に掲げるとおりとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第十六条中「準用する条例第三十一条第二項」との下に「、第十条の二中「条例第三十二条第一項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第三十二条第一

項」とを加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十九号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十一条の五第一号及び第二号中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第二十四条中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条の四を第二十六条の五とする。

第二十六条の三中「第四百四十七条の三」を「第四百四十七条の四」に改め、同条を第二十六条の四とし、第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第二十六条の三 条例第四百四十七条の三に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第三十五条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数を指定通所リハビリテーションの

利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第二十七条第三号において同じ。）を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二十七条中「第四百四十八条」を「条例第四百四十八条」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「指定通所介護事業所等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第二十七条の三 条例第四百四十八条の三に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準

該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十二条の三第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が六十以下のとき 一 以上
- (2) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が三十以下のとき 一 以上
- (2) 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第四十二条の三中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項

を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 自立訓練(生活訓練)(第二十九条―第三十三条)」を

「第八章 自立訓練(生活訓練)(第二十九条―第三十三条)

第八章の二 就労選択支援(第三十三条の二)

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 就労選択支援

(従業者の配置の基準)

第三十三条の二 条例第五十九条の三に規定する規則で定める就労選択支援員の基準は、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労選択支援事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第一項に規定する就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則

この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四百号)附則第一条第四号に規定する日から施行する。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第九条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(規模)

第十六条の二 条例第六十二条の二に規定する規則で定める基準は、十人以上の人員を利用させることができる規模とすることとする。

附則第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練)(第十一条―第十四条)」を

「第五章 自立訓練(生活訓練)(第十一条―第十四条)

第五章の二 就労選択支援(第十四条の二・第十四条の三)」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(従業者の配置の基準)
 第十四条の二 条例第五十九条の三に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者（条例第五十九条の三第一号に規定する管理者をいう。） 一人
- 二 就労選択支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に就労選択支援の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第一項第一号の管理者は、専ら当該就労選択支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(規模)

第十四条の三 条例第五十九条の四に規定する規則で定める基準は、十人以上の人員を利用させることができる規模とすることとする。

附 則

この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成

二十四年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第一号及び第二号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八条第二項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「**二**」及び「**三**」をいう。）を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第三号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十条第二項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「**二**」及び「**三**」をいう。）を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療型児童発達支援（第十四条―第十七条）」を「第三章 削除」に改める。

第四条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第六条第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第四条第七項中「第五項本文」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同条第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第六条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第三章を次のように改める。
第三章 削除

第十四条から第十七条まで 削除
第二十三条中「第五項、第十四条第二項」を「第五項」に改め、「及び第三項」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に、「第十四条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第五項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

第二十四条第二項中「、第十五条」を削り、同条第三項中「、第十五条」を削り、「指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第四項及び第五項中「、第十五条」を削

る。

附則第二項中「及び同条第三項第一号」及び「、同条第三項第一号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二人以上」とを削る。

附則
（施行期日）
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定を受けているこの規則による改正前の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第六条に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、この規則による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年三月二十九日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十六号
東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十八号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立療育センター条例施行規則別記第三号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状

等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成十八年東京都規則第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

管理者名

任意入院患者	フリガナ	氏名		生年月日	年 月 日 (満年齢)
	住所	都道府県	市区町村	区	
任意入院年月日 (法第20条による入院)	年 月 日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	年 月 日
前回の定期報告年月日	年 月 日	年 月 日	入院形態		
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (法定療養年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 姓 名)				
初回入院期間	年 月 日	年 月 日	日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日	年 月 日	日(入院形態)		
計	年 月 日	年 月 日	日(入院形態)		
過去12箇月間の外泊の回数	1 不定期的	2 定期的(1月単位)	!! 数箇月単位	!!! 益や正月	3 なし
過去12箇月間の治療の内容とその結果(過去12箇月間に行われた制限が行われた際はその必要性についても記載すること。)					
症状の経過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向	
任意入院継続の必要性(通院へ変更できない理由について具体的に説明すること。)					
今後の退院へ向けた取組					

を

管理者名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。

任意入院患者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日 (欄)
	住所	都道府県	市区町村	
任意入院年月日 (注第0条による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	年 月 日
前回の定期報告年月日	年 月 日	入院形態		
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
	過去12か月間の治療の内容とその結果(過去12か月間の病状又は状態の経過の概要及び過去12か月間に行われた措置は、その必要性について)			
	症 状 の 経 過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変
任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)				
今後の治療方針				

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 生活歴及び現病歴の欄の精神科受診歴等には、平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴も含めて記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態も聴取して記載すること。
- 入院時より6箇月の間に、開放処遇が制限された者の6箇月経過時の報告において、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。
- 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。

4 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。

5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」
改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十一号

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十二号

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「前年の」を削る。

第九条の三中「履行猶予の要件に該当する場合について」を「貸与金額の区分に応じて」に、「貸与金額の区分に応じて」を「履行猶予の要件に該当する場合について」に改める。

第十条の二中「免除の要件に該当する場合について」を「貸与金額の区分に応じて」に、「貸与金額の区分に応じて」を「免除の要件に該当する場合について」に改める。

別表一及び別表二を次のように改める。

別表一（第九条の三関係）

貸与金額	履行猶予の要件	履行猶予の額
一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十二条第一項各号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	条例第十二条第一項各号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき(同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。) (二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき(一)に該当したときを除く	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額 五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別表二(第十条の二関係)

四 条例第四条第四号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき(同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。) (二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき(一)に該当したときを除く。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
-----------------	---	---------------------

貸与金額

免除の要件

免除の額

一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第一号に該当したとき。 (二) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。 (三) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(指定施設のみにおいて看護業務に五年間従事したときに限る。)	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第四条第四号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第二号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。) (二) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。) (三) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。)	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別記第一号様式(表中)

五 条例第四条各号に掲げる額	条例第十三条第一項第五号に該当したとき。	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
----------------	----------------------	----------------------------------

以前に東京都医師等臨学資金を受けたことがあるか	ある・ない	(ある場合)以前の貸与番号
同種の臨学資金の貸与を受けて(申込みしているか	いる・いない	(いる場合)臨学資金の名称
以前に東京都医師等臨学資金を受けたことがあるか	ある・ない	(ある場合)以前の貸与番号
同種の臨学資金の貸与を受けて(申込みしているか	いる・いない	(いる場合)臨学資金の名称
看護師免許を既に取得しているか	はい・いいえ	(はいの場合)「はい」に○

改める。

別記第七号様式中

に

を

ふりがな 氏名	区分	本人・連帯保証人
------------	----	----------

を

ふりがな 氏名	区分	本人・連帯保証人
------------	----	----------

こ

職業	電話番号
----	------

を

職業	電話番号
----	------

こ

別記第八号様式中

上記のとおり休(停)学年していることを、証明します。

養成施設等の名称
長の職・氏名

を

上記のとおり留(停)学年していることを、証明します。

養成施設コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

養成施設等の名称
施設長名

に

改める。

別記第九号様式中

上記のとおり第 学年に進級していることを、証明します。

養成施設等の名称
長の職・氏名

を

上記のとおり第 学年に進級していることを、証明します。

養成施設コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

養成施設等の名称
施設長名

に

改める。

別記第十号様式中

貸与番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな
氏名

住所 郵便番号

を

電話番号 ()

「養成施設等の名称」

貸与番号

ふりがな じふふん

氏名

住所

電話番号 ()

「従事年月日 年 月 日 (常勤・非常勤) 職 種 (いずれかに○を付けてください。) 保健師・助産師・看護師・准看護師」

「従事年月日 年 月 日」

勤務形態 常勤 非常勤 (毎月128時間以上・毎月128時間未満)

職 種 保健師・助産師・看護師・准看護師」

「上記の者は、年 月 日から当施設に在職していることを証明します。」

「上記のとおり当施設に在職していることを証明します。」

「(注) 裏面の指定施設証明又は都内施設証明も記入してください。」

「(注) 裏面の指定施設証明又は都内施設証明も記入してください。」

「 指定施設証明 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院」

「※ 1から15までのうち、該当するものに、○を付けてください。」

1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院

都内施設証明

12 医療法

<都内施設証明>

12 医療法

当施設は、年 月 日現在、上記の施設であることを証明します。

施設名

施設長名

当施設は、年 月 日現在 (注)、上記施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名

(注) 証明する日は、申請者が入職した日 (復職の場合は、復職した日) としてください。

改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

(裏)

貸与番号 (氏名)

借入金額の内訳	貸与終了理由
養成施設等の名称	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
年 月 日 から 年 月 日 まで	(うち休止期間 年 月 日 から 年 月 日 まで)
借受月額	借受回数
円	回

修学資金返還予定明細書

返還の方法	1回の金額	返還回数
月賦 半年賦 一括	百 十 万 千 百 十 円	回

(注) 上記返還方法により、端数が生じた場合は、初回返還額に合算します。
 (注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利子を請求します。
 なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

別記第二十一号様式その1の次に次の1様式を加える。

第21号様式その2(第9条関係) (表)

修学資金借用証書

金額	百 十 万 千 百 十 円	収入印紙
----	---------------	------

東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき東京都から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。
 なお、この修学資金の返還については、同条例の規定を守り、私たちは連帯して返還することを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

本人

貸与番号	
------	--

(自署)

ふりがな 氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所 _____
 電話(自宅) _____ / (携帯) _____

親権者又は後見人 (自署)

ふりがな 氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所 _____
 電話(自宅) _____ / (携帯) _____

連帯保証人 (自署)

ふりがな 氏名 _____ (印)
 郵便番号 _____
 住所 _____
 電話(自宅) _____ / (携帯) _____
 勤務先名称 _____
 勤務先住所 _____
 勤務先電話 _____

- 注1 本様式は、専修学校一般課程、各種学校又は学校教育法に規定する学校以外の学校に在籍している場合に、使用してください。
- 注2 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 注3 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第5号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。
- 注4 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第7号様式)を提出してください。

貸与番号

(氏名)

(裏)

借用金額の内訳		貸与終了理由	
養成施設等の名称		1 卒業	2 期間満了
		3 辞退	4 退学
		5 その他 ()	
借受期間		借受回数	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(うち休止期間)		借受回数	
借受月額	円	回	回

修学資金返還予定明細書

返還の方法	1回の金額				返還回数			
月賦 半年賦 一括	百	十	万	千	百	十	円	回

(注) 上記返還方法により、端数が生じた場合は、初回返還額に合算します。
 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利子を請求します。
 なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

「郵便番号」
 〒113-8501 東京都墨田区江東

「住所」
 〒113-8501 東京都墨田区江東

本人記入欄	本人記入欄	本人記入欄
猶予申請期間 年 月 日から 年 月 日まで	従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)に 上記の者は、年 月 日から当施設(学校)に 従事中(常勤・非常勤・(月128時間以上)) (職種:保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中() であることを証明します。	就業場所・ 学校名称等 施設(学校)名 郵便番号 所在地 施設(学校)長名 印

本人記入欄	本人記入欄	本人記入欄	本人記入欄
本人記入欄	猶予申請期間 上記の者の在籍について、下記のとおり証明します。 在籍開始日 年 月 日 (復職日 年 月 日) 従事中 (入職・復職) 常勤 非常勤 (毎月128時間以上 ・ 毎月128時間未満) (職種 : 保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中 () 課程) 年 月 日	施設記入欄 施設名 郵便番号 所在地 施設長名 印	施設記入欄

- 3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。印
- 3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。印
- 4 復職の場合は、復職日も記入してください。印

4 貸与金額・返還状況
 借受期間及び金額等 年 月から 年 月まで か月 総額 円

4 借受金額・返還状況
 借受期間及び金額等 借受月額 年 月から 年 月まで か月 借受総額 円

指定施設証明
 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院

※ 1から15までのうち、該当するものに、○を付けてください。
 < 指定施設証明 >

都内施設証明

12 医療法

< 都内施設証明 >

12 医療法

当施設は、 年 月 日現在、上記 施設の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名

印

当施設は、 年 月 日現在 (注)、上記施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名

印

(注) 証明する日は、申請者が入職した日 (復職の場合は、復職した日) としてください。

改め。

別記第二十五号様式を次のように改め。

施行規則別記第一号様式乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五 一の部(五)の項の次に次のように加える。

(五) 観客席

名 称	単 位	金 額
府中の森公園サッカー場の観客席	一回（二時間以内）	千三百円

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則（平成五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二百八十九万三千円」を「二百九十七万七千円」に、「百八十九万九千円」を「百七十六万一千円」に、「二百八十八千円」を「二百二万五千円」に、「百六十八万三千円」を「百六十二万三千円」に、「九十二万三千円」を「九十二万二千円」に、「二

十万一千円」を「二十万五千円」に、「八十七万六千円」を「八十四万四千円」に、「九十四万四千元」を「九十五万三千円」に、「二十二万八千円」を「二十三万六千円」に、「八十九万三千円」を「八十七万六千円」に、「三十万八千円」を「三十二万二千円」に、「九十二万九千円」を「八十九万九千円」に、「百六十八万二千円」を「百六十八万三千円」に、「六十万円」を「六十万八千円」に、「百六十一万二千円」を「百五十六万七千円」に、「八十七万四千円」を「八十九万五千円」に、「八十六万円」を「八十八万七千円」に、「六十九万二千円」を「六十九万九千円」に、「六十三万円」を「六十四万三千円」に、「四十九万八千円」を「五十万九千円」に、「三十五万九千円」を「三十四万四千円」に、「三十六万七千円」を「三十四万八千円」に、「三十八万円」を「三十五万九千円」に、「四十四万五千円」を「四十二万円」に、「五十四万五千円」を「五十一万六千円」に、「六十二万八千円」を「五十九万七千円」に、「六万四千円」を「六万円」に、「三万九千円」を「三万七千円」に、「十二万五千円」を「十一万七千円」に、「五万一千円」を「四万七千円」に、「六万三千円」を「六万一千円」に、「八万七千円」を「八万一千円」に、「五万六千円」を「五万三千円」に、

小平霊園		多磨霊園			
粉状遺骨	遺骨	二号基（粉状遺骨）	二号基（遺骨）	一号基（粉状遺骨）	一号基（遺骨）
一体につき					
四万三千円	十三万円	二万八千円	八万六千円	二万九千円	八万八千円

を

五百六十六円
九百五十八円
五百七十五円

「五百六十六円」に、「九百五十八円」を「二百三十円」に、「四百十六円」を「四百五十円」に、「四百六十六円」を「五百六十六円」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都漁港管理条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

東京都漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
別記第一号様式から第五号様式までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都漁港漁場整備法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十九号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第二号中「主要構造部分」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部（同条第九号の二に規定する耐火建築物にあつては同号イに規定する特定主要構造部に限る。）」に、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号」を「同条第九号」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第二十五号

支 庁 中 一 般 庁

事業所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年東京都訓令第九十八号)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「第三十条の六第一項」の下に「又は第三十条の四十一第一項」を加え、「同項」を「法第三十条の六第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は附票本人確認情報(法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。)」を、「第三十条の七第一項」の下に「又は第三十条の四十二第一項」を、「都道府県知事が本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。)」を、「機構が本人確認情報」の下に「等」を加え、同条第二号中「本人確認情報」の下に「等」を加える。

第四条第三項第四号中「本人確認情報」の下に「等」を加える。

第八条第二項第四号中「東京都電子情報処理規程(平成三年東京都訓令第百二十七号)に定める中央管理部門のセキュリティ」を「東京都デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都訓令第三十五号)第二条第十三号に規定する中央コンピュータ室の管理運用」に改める。

附則

この訓令は、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例(令和六年東京都条例第十二号)の施行の日から施行する。ただし、第八条第二項第四号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 一〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

